

## 立入検査結果通知書

年 月 日、消防法第4条に基づき以下に記載する検査項目について立入検査を実施したので、その結果を通知します。

消防対象物名称・代表者氏名		交付番号 第 号	
		交付年月日 年 月 日	
消防対象物所在地 野田市		査察員  印	
検査項目		判定	
防火管理 該当・非該当	① 甲種又は乙種防火管理者が選任され、届出されている。 (法第8条第1項、第2項、令第3条第1項) ※ 講習修了者等の資格を有する者を防火管理者に選任し、予防課へ届出ること。	選任	届出
	② 消防計画が作成され届出されている。(法第8条第1項、令第3条の2第1項、則3条) ※ 選任された防火管理者は、消防計画を作成し、予防課へ届出ること。	作成	届出
	③ 消防計画に基づく自主検査を適正に行っている。 (法第8条第1項、令第3条の2第2項、則第3条) ※ 防火管理者の業務としての日常の自主点検を適正に行うこと。	実施	
	④ 消防訓練が実施され、届出されている。 (法第8条第1項、令第3条の2第2項、則第3条) ※ 消防計画に基づく消防訓練を実施するときは、事前に管轄署所へ届出ること。	実施	届出
	⑤ 甲種防火管理再講習又は防火管理者等の実務講習を受講している。(則第2条の3第1項) ※ 防火管理者に選任されている場合は、所定の期間内に甲種防火管理再講習又は防火管理者等の実務講習を受講すること。	再講習	実務講習
統括防火 該当・非該当	⑥ 統括防火管理者が選任され、届出されている。(法第8条の2第1項・第4項) ※ 建物関係者と協議し、講習修了者の資格を有する者を統括防火管理者に選任、予防課へ届出ること。	選任	届出
	⑦ 建物全体についての消防計画が作成され、届出されている。 (法第8条の2第1項、令第4条の2第1項、則第4条第1項) ※ 統括防火管理者は、全体についての消防計画を作成し、予防課へ届出ること。	作成	届出
点検 防火対象物	⑧ 防火対象物の点検を実施し、結果を報告している。(法第8条の2の2第1項) ※ 防火対象物の点検を実施し、その結果をその結果を予防課へ報告すること。	実施	報告
		適・不適	適・不適
消防設備点検	⑨ 消防用設備点検を実施し、結果を報告している。 □防火管理者選任義務あり(法第8条第1項、法第17条の3の3、令第3条の2、則第3条、則第31条の6) □防火管理者選任義務なし(法第17条の3の3、則第31条の6) ※ 消防用設備等の点検を実施し、その結果を予防課へ報告すること。	実施	
		適・不適	
		報告	
施設 避難	⑩ 物件等により避難施設に障害がなく管理されている。(法第8条の2の4) ※ 避難口、廊下、階段、避難通路に存置している物件を除去すること。	管理	
		適・不適	
防災	⑪ 防災性能を有する物品を使用している。 ※ 防災性能を有する物品を使用すること。 場所及び物品名 ( )	使用	
		適・不適	
建築構造等	⑫ 耐火建築物等に増改築による木造等の異なる構造の建築物が設けられていない。 (法第8条第1項、建基法第21条、第27条、第35条の3、第61条、第62条)	状況	
	⑬ 階段、防火区画（特にたて穴区画等）の防火戸の閉鎖障害がない。 (法第8条第1項、建基法第35条、第37条) ※ 階段、防火区画の防火戸を適切に維持管理すること。 なお、改修方法にあつては、野田市都市部都市計画課と協議すること。	状況	
	⑭ 階段構造の腐食・損傷等による避難上の障害がない。 (法第8条第1項、建基法第35条、第37条) ※ 腐食・損傷等した階段を改修すること。 なお、改修方法にあつては、野田市都市部都市計画課と協議すること。	状況	
その他	⑮	不適	
	⑯	不適	
	⑰	不適	
問合せ先	判定欄に「不適」がある場合は※の記載内容を参照し、 年 月 日までに改修（計画）報告書を 野田市消防 まで提出してください。 電話 04-71 -	立会者 受領者	職 氏名